

# 後期高齢者医療制度からのお知らせ

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

## 7月に保険料額をお知らせします

<b>均等割</b> 【1人あたりの額】 <b>47,709 円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (保険料率) <b>(平成 23 年中の所得 - 33 万円) × 10.61%</b>	=	<b>年間保険料</b> 100 円未満は切り捨て
--	---	--	---	------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は55万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月から月割りで計算します。
- 平成24年度の保険料につきましては、7月中旬に郵送する通知でお知らせします。

## 保険料の軽減について

① 均等割の軽減 均等割の軽減については、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	<b>【年額】 4,770 円</b>
33万円	8.5割軽減	<b>【年額】 7,156 円</b>
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯は該当なし	5割軽減	<b>【年額】 23,854 円</b>
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	<b>【年額】 38,167 円</b>

## ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で計算され、所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、5割軽減となります。

## ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

所得に関わらず均等割が9割軽減となります。被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証について

■ 現在ご使用の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となります。8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象区分に該当することをご確認の上、住民課国保・後期高齢者医療係へ申し出てください。

■ 交付対象に該当する方で、以前に申請をされている方については、7月中に新しい減額認定証を送付いたします。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方

## 巡回ドック (特定健康診査+がん検診)

▼対象 町国保に加入している平成24年度中に40歳～74歳になる方(昭和13年4月1日から昭和48年3月31日生)と40歳以上の生活保護を受けている方は、75歳の誕生日の前日まで受診できます。

▼実施内容 特定健康診査(身体計測・血圧測定・血液、尿、心電図検査等)同時に胃、肺、大腸がん検診、肝炎ウイルス健診も受けることができます。

### ▼場所・日程

場 所	日 程
ゆとろ	8月26日(日)・27日(月)・28日(火)・29日(水)・30日(木)
西当別コミセン	8月23日(木)・24日(金)

▼受付時間 7時～9時

▼料金 特定健康診査700円、胃がん検診900円、肺がん検診300円、大腸がん検診500円、肝炎ウイルス検診300円。生活保護の方は無料です。

※上記日程が都合悪い方は、各健診実施機関でも受診できます。詳しくは、下記までお問合せください。

▼申込み・問合せ 希望健診日の1週間前までに住民課国保・後期高齢者医療係へ(☎23-4044)

## フレッシュ健診 (若い人のための生活習慣病予防)

▼対象 18歳～39歳の職場で健診をうける機会のない方(保険の種別に関係なく受診できます)。

### ▼実施内容

身体計測(身長・体重・腹囲・BMI)、血圧測定、尿検査(糖・蛋白・潜血)、血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血検査)

※35歳以上の方は、胃がん検診も受診できます。

▼場所・日程・受付時間 巡回ドックと同じ

▼料金 1,500円(町国保1,000円)

胃がん検診1,600円(町国保900円)

▼申込み・問合せ 希望健診日の1週間前までに福祉課保健サービス係へ(ゆとろ内・☎23-2346)



健康診査を受けて  
日頃から健康チェックを  
しましょう!

## 年金・国保のお話

### 【保険料免除制度をご存知ですか?】

国民年金保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得が基準内であれば、申請により全額または一部(3/4・半額・1/4)保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

また、失業した方は、所得の基準を超えていても「雇用保険離職票」を添付することで、特例で免除が受けやすくなります。免除の承認期間については、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。

申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと障害年金や遺族年金を受けることができなくなります。

### ■年金出張相談所の開設

日時 7月20日(金)10時～15時

場所 商工会館(錦町)

主催 札幌北年金事務所

※年金相談は予約制です(相談予約専用ダイヤル☎011-717-4133)。また、代理人が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。

### ▼年金についての問合せ

住民課戸籍年金係(☎23-2463)

### ■国民健康保険税の納税通知書を送付します

7月中旬に、国民健康保険の加入世帯に対し、平成24年度の国民健康保険税納税通知書を送付します。納付の際には、納税通知書に記載されている、期別・納期限を必ず確認のうえ、納付してください。

### 【国保税は世帯ごとに決まります】

国保税は、加入世帯における前年の所得状況、資産の状況などにより世帯ごとに計算されます。

### 【納付は、口座振替・コンビニ納付が便利です】

忙しくて国保税を納めに行く時間がない人や、納期限を忘れがちな人には、口座振替がおすすめです。また、コンビニや全国の郵便局、ゆうちょ銀行ATMでも納付できますので、ぜひご利用ください。

### 【納付に困ったときはご相談ください】

特別な事情により国保税の納付が困難になったときは、早めにご相談ください。

### ▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係(☎23-2467)

### ▼国民健康保険税の納付についての問合せ

納税課納税係(☎23-2341)

### 情報公開

#### 情報公開・個人情報保護の開示状況

平成 23 年度に請求のあった情報公開と個人情報の開示状況をお知らせします。

#### 当別町役場

決定の内容	情報公開
開示	3 件
一部開示	—
不開示	—
取り下げ	—
不存在	—

※個人情報の開示請求はありませんでした。また、異議申し立てもありませんでした。

▼問合せ 総務課総務係  
(☎ 23 - 2330)

### 総合計画

#### 総合計画推進アンケート調査にご協力をお願いします

当別町では、無作為抽出した町民 2,000 人を対象に、総合計画推進に係るアンケート調査を実施しています。

このアンケートは、第 5 次総合計画に基づく施策の効果を検証するもので、調査結果をもとに今後の施策展開の方向性を検討し、必要に応じて平成 25 年度で 5 カ年目を迎える総合計画の進捗を図る基礎データとします。

アンケートがお手元に届いている町民の皆様には、お手数ですが積極的なご協力をよろしくお願いいたします。

▼問合せ  
美しいまちづくり課総合調整係  
(☎ 23 - 2393)

### 職員採用

#### 平成 25 年度石狩管内町村等職員採用資格試験

#### ▼採用予定数

町村(団体)名	上級職 (一般行政)
当別町	4
新篠津村	1
北海道市町村職員退職手当組合	1

#### ▼受験資格

##### 上級職(一般行政)

昭和 60 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業又は平成 25 年 3 月卒業見込みの者。

▼一次試験日 9 月 16 日(日)

▼試験会場 ゆとろ

#### ▼受験用紙の請求・受付方法

願書は、役場総務課・太美出張所(太美郵便局内)・北海道市町村職員退職手当組合・石狩町村会に備え置きます。

郵送を希望する場合は、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4 判の大きさ)を入れて石狩町村会まで郵送で請求してください。

#### ▼受付期間

7 月 4 日(水)～8 月 3 日(金)  
9 時～17 時(土日祝日を除く)

#### ▼申込先 石狩町村会

(〒060 - 0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目北海道自治会館 6 階)

#### ▼問合せ

総務課人事係 (☎ 23 - 2330)  
石狩町村会  
(☎ 011 - 261 - 6510)  
北海道市町村職員退職手当組合  
(☎ 011 - 232 - 1361)

### 職員採用

#### 平成 25 年度石狩北部地区消防事務組合職員採用試験

#### ▼採用予定数

職種区分	上級職
石狩消防署	2

#### ▼受験資格

学校教育法による大学(短期大学を除く。)もしくはこれに相当すると認められる学校等を卒業した者。または平成 25 年 3 月までに卒業見込みで、昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた者。

#### ▼採用予定日

平成 25 年 4 月 1 日

▼一次試験日 8 月 4 日(土)

#### ▼試験会場

石狩市総合保健福祉センター「りんくる」(石狩市花川北 6 - 1 - 41 - 1)

#### ▼受験用紙の請求・受付方法

石狩北部地区消防事務組合消防本部または各消防署に配置する受験申込書に必要事項を記入し提出(郵送可)してください。

#### ▼受付期間

6 月 28 日(木)～7 月 19 日(木)  
8 時 45 分～17 時 15 分(土日祝日を除く)

※郵送の場合は、7 月 19 日(木)消印有効

#### ▼申込先・問合せ

石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課(〒061 - 3211 石狩市花川北 1 - 1 - 2 - 3/☎ 0133 - 74 - 5119)



## 助成制度

### 医療費助成制度、ご存知ですか？

町では次の医療費の助成を行っています。

#### ▼助成内容

① 3歳未満児及び住民税非課税世帯の方は、医療費の自己負担分を助成。ただし、初診時一部負担金の医科580円、歯科510円、柔道整復270円（乳幼児医療は除く）は自己負担になります。

② 上記以外の方は、1割自己負担。※月額上限は入院44,400円、通院12,000円です。

対象制度	対象者	手続きに必要なもの
a 重度心身障がい者	① 身体障害者手帳1・2級の方と3級の内部障がいの方 ② 療育手帳A判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院は対象外）	・ 対象者の健康保険証 ・ 印鑑 ・ 身体障害者手帳または療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳
b ひとり親家庭など	① ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ② 両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※対象者は20歳未満の児童とその親（18歳以上の児童は在学証明書等、扶養されている旨の証明が必要）。 ※児童は入院と通院、その親は入院のみ助成対象。	・ 対象者全員の健康保険証 ・ 印鑑 ・ 児童扶養手当証書 または戸籍謄本 （離婚日等が分かるもの）
c 乳幼児など	① 入院及び指定訪問看護は小学校修了前までの児童 ② 通院は、小学校就学前までの児童。	・ 対象児童の健康保険証 ・ 印鑑

■ この制度には所得の制限があります（bは父か母、及び児童が受ける「養育費」の8割も所得金額に加算）。

■ 平成24年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、「平成24年度所得・課税証明書」が必要です。

■ 1月1日時点で在住していても、所得の申告をしていない方は所得判定ができません。所得がない場合でも所得の把握及び所得判定が必要ですので、町役場税務課税務係にて申告をしてください。

■ 受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。

① 健康保険証が変更になったとき ② 他市町村に転出するとき ③ 転居したとき ④ bは婚姻（事実婚含む）したとき

▼申請・問合せ a・福祉課障がいサービス係（ゆとろ内・☎25-2665）  
b・福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）  
c・子育て推進課子ども係（ゆとろ内・☎23-3024）

## 特定疾患

### 特定疾患医療受給者証等の更新申請について

現在お持ちの「特定疾患医療受給者証」、「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症者対策医療受給者証」の有効期間は平成24年9月30日までです。更新手続きは随時行っていますが、出張受付窓口を次のとおり開設しますのでご利用ください。

なお、更新手続きで本人または同一世帯のご家族が「特定疾患医療受給者証」または「医師診断書」を役場窓口でご提示いただくと「住民票」（全員）、「所得証明書」（一部の受給者）を無料で交付することができます。

▼場所 当別町役場1階大会議室

▼日時 8月22日（水）・23日（木）

10時～15時（12時～13時を除く）

▼問合せ 江別保健所（☎011-383-2111）

## 年金基金

### ご存知ですか？「国民年金基金」

老齢基礎年金に上乘せする制度に、国民年金第1号被保険者が加入できる「国民年金基金」があります。

「国民年金基金」は、老後に受取る年金額の不足分を補うため創設された公的な年金で、保険料を納めている60歳未満の方が加入できます。

▼問合せ 北海道国民年金基金  
（フリーダイヤル☎0120-65-4192）